

# 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月26日(火) 現在

感染リスク 低  
生活基盤の維持等に必要

※A～Dのリスクの高低に応じ、緊急事態宣言の有無にかかわらず自粛要請については  
県内の医療及び陽性者の状況等に基づき判断する

感染リスク 高

業種別宣言を求められていない施設・事業

- ・感染リスクが低く、事業継続を要請されている施設・事業  
(電力・ガス・郵便等)
- ・感染リスクが低く、自粛を要請されていない施設・事業  
(倉庫業・デリバリーサービス業等)
- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴わないもの  
(薬局・スーパーのうち基礎的生活物資を扱う部分・コンビニ・銀行・鉄道等)

業種別宣言を求められている施設・事業

- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴うもの(※)  
(飲食店、葬祭業等)  
※その場で飲食を提供する場合
- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続・自粛を要請していないもの  
(卸売業、小売業、居酒屋、ホテル・旅館〔宴会場以外の施設等〕等)

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスター等が発生していないもの  
(劇場、映画館等)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、格段の留意が必要なもの  
(水泳場など運動施設等)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条

国により特に留意すべきとされた施設・事業

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスターが発生し、格段の留意が必要なもの  
(スポーツジム、ヨガ等)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条

- ・11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスターが発生し、格段の留意が必要なもの  
(ナイトクラブ等)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条

B

C

D1

D2

D3

業種別安心宣言を提出

彩の国「新しい生活様式」評議会が確認

行政

医師会

経済・情報  
関連団体

労働団体

消費者団体

メディア  
など

- ・県HPで紹介
- ・認定証を交付  
(宣言を活用し事業所や各事業者HP等でPR可能)

※宣言の認定証を使用する場合は、共通・業界にかかわらず、宣言した中身もしくは中身がわかるよう、URLやQRコードなどを表示する

業種別の団体等  
非加盟事業者

※確認を受けた安心宣言遵守の独自の宣言も可能

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

感染拡大の防止と社会経済活動の両立！安心な県民生活の実現！